

町長のメッセージ

福岡県では、3月21日(日)で、不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間の短縮要請が解除されました。

しかし、関西圏をはじめとする「まん延防止等重点措置」の適用地域の拡大や、**若年層の感染割合が高い傾向にある「新型コロナウイルス変異株」**の感染報告が相次ぐなど、全国的に感染者数が急増しています。

私たち一人ひとりができることを再確認し、新しい生活様式に対応しながら、社会全体で感染防止策を図り社会経済活動を継続していかなければなりません。

感染拡大を防止するため、引き続き「3つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」などの回避、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、「新しい生活様式」を行うようお願いします。

新型コロナウイルス感染症支援策(第7弾)として、町民の皆さんに、町内で使える商品券1万円分を給付する「生活応援商品券発行事業」をはじめ、新たに4つの町独自支援策を行います。

また、ワクチン接種については、75歳以上の高齢者を対象に5月8日(土)から芦屋町総合体育館で集団接種を開始します。

日々の暮らしや事業活動が制限され、ご不便をおかけすることになりますが、ご自身はもとより、ご家族や大切な人を守るため、ご理解、ご協力をお願いします。



© 芦屋町

令和3年4月21日

芦屋町長 波多野茂丸

1 // 生活応援商品券発行事業

1人につき1万円分

新型コロナウイルス感染症によって様々な影響を受けている町民の皆さんに、町内で使える商品券1万円分を給付します。

- **給付対象者** 令和3年5月1日(土)時点で芦屋町に住民登録がある人
- **給付額** 対象者1人につき1万円(商品券500円×20枚)
- **使用期間** 令和3年6月1日(火)から11月30日(火)まで
- **給付方法** 5月下旬から順次、世帯主宛てに「ゆうパック」でお届けします。
※配布完了まで2週間程度を要します。 ※受領を辞退される人は、5月17日(月)までにご連絡ください。



〈問い合わせ〉産業観光課 商工観光係 電話：223-3542

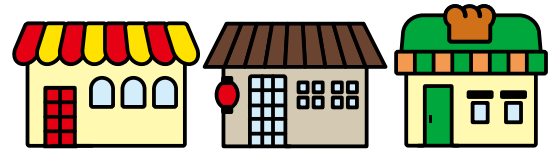
2 // 緊急事態宣言発令に係る町内事業者一時支援金事業

1事業者あたり最大10万円上乗せ

緊急事態宣言の影響により、売り上げの減少した町内事業者の支援を目的として、国または県の一時支援金給付対象者に対して支援金を上乗せします。

- **対象事業者** 町内に事業所または店舗などを有する法人、または個人事業者であって、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、または県の「福岡県中小企業者等一時支援金」の支給対象者
- **給付額**
 - ①国の一時支援金対象者への上乗せ …………… **一律10万円**
 - ②県の一時支援金対象者への上乗せ …………… **一律5万円**
- **必要書類** 申請書を記入の上、下記書類を添付して商工観光係に申請
 - ①国または県の一時支援金の交付決定通知書
 - ②振込口座確認書類(通帳の写しなど)
 - ③その他、町が必要と認める書類
- **申請期間** 令和3年5月6日(木)から8月31日(火)

〈問い合わせ〉産業観光課 商工観光係 電話：223-3542



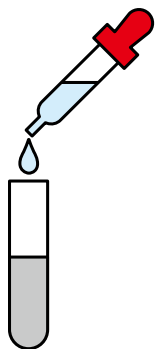
3 // 居宅サービス事業等従事者向け新型コロナウイルス検査事業

居宅サービス従事者へのPCR検査

高齢者や障がい者などに対し、生活上不可欠なサービスを提供する居宅サービス(通所・訪問型)事業の安全で継続的なサービス提供体制を維持・確保するため、町内の居宅サービス事業所などに雇用されている人を対象に、新型コロナウイルスに係るPCR検査を行います。

- **支援対象者** 町内の居宅サービス事業所などに雇用され、サービス利用者(高齢者、障がい者など)と直接に接する機会がある人
※対象となる事業所などには、個別に福祉課からお知らせします。
※検査キットの申し込みは、事業所ごとに取りまとめをお願いします。
※入所系の施設などの従事者を対象としたPCR検査は福岡県が行っています。
- **支援内容** 町内の居宅サービス事業所などに対し、5月から7月まで毎月1回、合計3回を限度に、従事者全員分の検査キットを配布し、各事業所などでの感染の早期発見・感染拡大防止を支援します。

〈問い合わせ〉福祉課 高齢者支援係 電話：223-3536



自宅療養者などへの生活支援

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、保健所の指示により自宅療養、または要請に従って自宅待機する人で、親族や知人などから支援を受けられない人に対して、生活の継続に必要な支援を行います。

● **支援対象者** 芦屋町に住んでおり、次のいずれかに該当する人で、親族や知人などから支援を受けることが困難な人

- ① 新型コロナウイルス感染症患者
- ② 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者
- ③ 上記①②の人と同居する家族など

● **支援内容** ① 食料品や日用品などの提供【無料】

生活の継続に必要な食料品や日用品などを最大で14日間分提供します。

※自宅療養期間に応じて、提供回数、数量などを調整します。

② 体調管理物資の貸し出し【無料】

パルスオキシメーター（血中酸素測定器）、血圧計、接触型体温計を貸し出します。

※数に限りがありますので、貸し出しできない場合もあります。

③ 買い物代行サービス【実費負担】

代金を預かり、生活の継続に必要な食料品や日用品の買い物を代行します。

（原則1回まで）

※商品によっては、ご希望に沿えない場合もあります。

④ 薬の受け取り代行サービス【実費負担】

かかりつけ医、調剤薬局などで薬の配達などができない場合に限り、事前に医師の同意があれば代金を預かり、薬の受け取りを代行します。

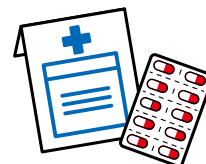
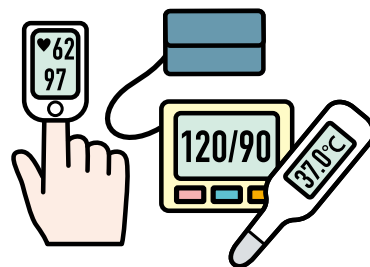
※町内の調剤薬局、医院に限ります。

● **申込期間** 令和3年5月6日（木）から令和4年1月31日（月）まで

● **申込方法** 障がい者・生活支援係に電話で申し込み（平日9時から17時まで）

※氏名、住所などのほか、自宅療養期間などをお伺いします。

〈問い合わせ〉福祉課 障がい者・生活支援係 電話：223-3530



詳細は、町のホームページなどで確認するっちゃ！



© 芦屋町



新型コロナウイルスワクチン集団接種について

芦屋町では、新型コロナウイルスワクチン集団接種を5月8日(土)から開始します。現在、国からのワクチン供給量に限りがあるため、重症化リスクの高い75歳以上の人や地域活動で不特定多数の人と接する機会の多い、65歳以上の民生・児童委員、区長の皆さんから接種を開始します。

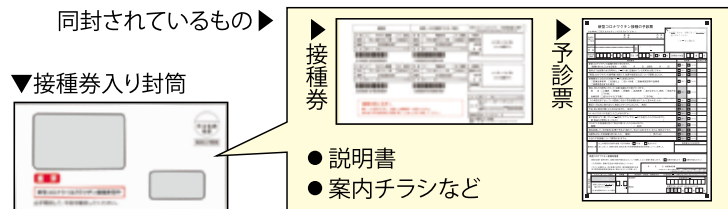
接種券が届いたら、次の1～3の手順でワクチン接種を行ってください。



1 接種券入り封筒の確認

- ①接種券
- ②予診票(1枚)
- ③説明書
- ④案内チラシなど

※①～④が同封されているかご確認ください。



2 接種予約

●予約方法

芦屋町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに電話をして予約

※コールセンター以外での予約はできません。

●接種開始日

5月8日(土)から。以降は、木曜日、土曜日、日曜日に実施予定

●接種会場

芦屋町総合体育館(メインアリーナ)

※高齢者接種期間中の日曜日は、巡回バス(総合体育館行)臨時便を運行します。

●接種券送付開始日・予約開始日

対象者	接種券送付開始	予約開始
75歳以上	4月16日(金)から	4月26日(月)から
65歳～74歳	4月26日(月)から	5月10日(月)から
16歳～64歳	高齢者への接種状況やワクチン供給などを踏まえ、お知らせします。	

※65歳以上の民生・児童委員、区長の皆さんへは別途お知らせします。



3 接種当日

●持参するもの

- ①接種券(2回目接種が完了するまで使用)
- ②予診票(接種をスムーズにするため、あらかじめ記入してください)
- ③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

●服装

接種は上腕に行います。Tシャツなど肩を出しやすい服装でお越しください。



新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、本人の同意が必要です。
本人の同意なく、接種が行われることはありません。

芦屋町新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎223-3008

受付
時間

9:00～17:00
(土、日、祝日除く)